

福島県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例

(平成19年3月28日条例第15号)

(設置)

第1条 福島県後期高齢者医療広域連合議会に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第138条第2項の規定に基づき、事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局職員の定数は、福島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第5号)の定めるところによる。

3 事務局職員の給与、身分等の取扱いに関しては、福島県後期高齢者医療広域連合の一般職の職員の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。